

おくやみハンドブック  
（ご遺族の方へ）

白岡市

## ご遺族のかたへ

ご家族のかたのご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

白岡市では、ご遺族のかたが届出等をしなければならない役所関係の手続きと、一般的な役所以外の手続きについて、パンフレットを作成いたしました。

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このパンフレットが、ご遺族のかたがたに少しでもお役に立てば幸いです。

白岡市役所 0480-92-1111(代表)

## もくじ

1. 死亡届について	p.5
2. 障がい福祉の手続きについて	p.8
3. 年金の手続きについて	p.9
4. 葬祭費について	p.10
5. 介護保険等の手続きについて	p.11
6. 亡くなられたかたに児童がいる場合について	p.12
7. 保育の無償化に係る手続きについて	p.13
8. 税の手続きについて	p.14
9. 道水路等の占用に関する手続きについて	p.15
10. 水道・下水道の手続きについて	p.16
11. 農地相続の手続きについて	p.17
12. 犬の変更登録の手続きについて	p.17
13. 亡くなられたかたの遺品を遺族が処分するときの手続きについて	p.18
14. 長期優良住宅の認定に関する手続きについて	p.18
15. 指定文化財所有者等の変更手続きについて	p.19
16. 図書館利用者カードの手続きについて	p.19
17. 犯罪被害者等見舞金の手続きについて	p.20
18. 外国籍のかたの届出について	p.21
19. お問い合わせ窓口一覧	p.22
20. その他の主要な手続き	p.23

## チェックシート

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。

「はい」に✓点がついた項目は、該当ページで確認してください。

確認事項(故人について)		チェック	該当ページ
住民票戸籍	さまざまな手続きのため、戸籍謄本が必要ですか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.6
	印鑑登録はされていましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.6
	外国籍でしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.21
福障祉害	障害者手帳をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.8
年金	国民年金等の公的年金を受給または加入していましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.9
健康保険	国民健康保険に加入していましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.10
	75歳以上のかたでしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
介護保険	65歳以上のかたでしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.11
	40～64歳で要介護認定を受けていましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
子育て	子ども医療費助成の医療証をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	児童手当を受けているご家庭でしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.12
	ひとり親家庭等医療証をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
税金	軽自動車や原動機付自転車をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.14
	土地や建物の固定資産をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.15
給与所得または給与所得以外の所得(不動産所得、年金所得など)はありましたか？		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.28

## 身近な人が亡くなった後の手続き等の一般的な流れ（目安）

葬儀・法要

届出・手続き

税金

3か月以内

4か月以内

- 納骨
- 四十九日
- 初七日
- 通夜・葬儀・告別式
- 葬儀・法要の連絡・調整
- 死亡届等
- 年金関係の手続
- 健康保険・世帯主変更

- 相続放棄・限定承認
  - 相続財産調査
  - 相続人調査
  - 遺言調査・遺言書の検認
- (27・28ページ参照)

○所得税の  
準確定申告(28.ページ参照)

10か月以内

1年以内

○一周忌

○遺産分割協議(27ページ参照)  
○払戻・解約・名義変更等

○相続税の申告(28ページ参照)

○遺留分侵害額請求

白岡市で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、そちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

※窓口だけを知りたい方は、22ページに窓口一覧を掲載しています。

〈次ページへ〉  
必要な手続きの  
詳細について

〈22ページ〉  
必要な手続きの  
窓口一覧

〈25~28ページ〉  
白岡市以外で  
必要な手続きの  
窓口一覧

こちらに記載されている手  
続きについては、一般的な  
仏式の形式となっています。

## 1. 死亡届について

7日以内

### ◇死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。

戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

※火葬を終えていれば、死亡届はすでに受理されております。

### ◇火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。予約された火葬場名をお知らせください。

※埼葛斎場組合での火葬の場合は、死亡届を提出する際に予約票を提出してください。

### ◇届出地

死亡者の本籍地、届出人の所在地、亡くなられた場所のいずれかの市区町村役場

### ◇届出人

- ・親族
- ・同居者
- ・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
- ・成年後見人・保佐人・補助人(登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です)

### ◇必要なもの

- ・死亡届原本(右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの)1通

### ◇白岡市に届出を提出する場合は

【平日(午前8時30分から午後5時15分まで)】

市役所本庁舎1階市民課

### 【夜間及び休日】

市役所本庁舎1階西側夜間休日窓口

なお、夜間休日窓口で届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に書類の確認等で来庁をお願いすることがあります。

### ◆死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります(土日祝日を除く)。

- ・本籍地に届出をした場合→おおむね7日
- ・本籍地以外に届出をした場合→おおむね10日～14日

※大型連休中、年末年始等に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※相続等の手続きには、相続人の確定のため亡くなられたかたの出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。

**担当：市民課 戸籍担当（内線132・133）**

### ◆印鑑登録証・住民基本台帳カード・マイナンバーカードの返却

印鑑登録をされているかたや住民基本台帳カードをお持ちのかたは、紛失した場合を除いて、カードを返却してください。

マイナンバーカードの返却義務はありません。年金や生命保険、相続等の手続きが終るまで(1年程度)保管してください。

MEMO

## ◆亡くなられたかたの住民票の除票の請求について

亡くなられたかたの住民票の除票については、請求者自身が利害関係人であり自己の権利行使や義務履行のために必要な場合や、官公庁への提出が必要な場合などに限り、請求することができます。

なお、本人と同一世帯であったかたでも請求者（申請者）本人が利害関係者でないと請求できません。

※亡くなられたかたの住民票の除票にマイナンバーの記載はできません。

### 【請求に必要なもの】

- ・窓口に来るかたの本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・委任状（利害関係者からの依頼により代理人が請求に来る場合）
- ・利害関係と請求理由を裏付ける疎明資料

### 【疎明資料の例】

#### ①相続手続きの場合

請求者（申請者）が相続人であることが確認できる戸籍謄本など

#### ②死亡保険金の受取の場合

請求者が受取人として記載されている保険証書など

#### ③未支給年金や遺族年金の請求の場合

住民票の除票の写しが必要と記載された資料や請求者（申請者）と死亡者の関係がわかる書類（戸籍謄本など）

※ただし、市の住民登録情報や戸籍の情報により死亡者と請求者（申請者）の関係が確認できる場合は不要です。

**担当：市民課 住民担当 （内線130・135・137～138）**

## 2. 障がい福祉の手続きについて

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちのかたが亡くなられたときは、所定の手続きが必要となります。

その他、亡くなられたかたが、障がい者を対象とした手当等を受給していた場合、障害福祉サービスを利用していた場合、所定の手続きを速やかに行ってくださいようお願ひいたします。

手続きが必要なかた	手続き内容	手続きに必要なもの
身体障害者手帳を所有していた・療育手帳を所有していたかた	手帳の返還手続き	身体障害者手帳または療育手帳 亡くなられた方のマイナンバーが分かるもの
重度心身障害者医療費支給制度を利用していたかた	受給資格の喪失及び相続人の登録手続き	重度心身障害者医療費受給者証 相続人の送付先・振込口座が分かるもの
特別障害者手当・障害児福祉手当を受給していたかた	手当の喪失手続き	受給者の死亡した日付が分かるもの 相続人の送付先・振込口座が分かるもの
在宅重度心身障害者手当を受給していたかた	手当の喪失手続き	受給者の死亡した日付が分かるもの 相続人の送付先・振込口座が分かるもの
心身障害者扶養共済制度を申し込みされていたかた	弔慰金手続き	住民票(加入者・障がい者) 加入者名義の振込口座が分かるもの
精神障害者保健福祉手帳を所有していたかた	手帳の返還手続き	精神障害者保健福祉手帳
自立支援医療(精神通院医療・更生医療・育成医療)の受給者証を所有していたかた	受給者証の返還手続き	自立支援医療(精神通院医療・更生医療・育成医療)受給者証
障害福祉サービスを利用していたかた	受給者証の返還手続き	該当する各種サービス受給者証 障害福祉サービス受給者証

**担当：福祉課 障がい者福祉担当 (内線165)**

### 3. 年金の手続きについて

#### ◆年金受給者が死亡したとき

亡くなられたかたが年金受給者の場合、年金受給者死亡届や未支給年金の請求等の手続きが必要になることがあります。

#### ◆国民年金に加入中のかた（国民年金第1号被保険者のかた）が死亡したとき

国民年金に加入中のかたが亡くなられた場合、死亡後の手続きが必要になることがあります。

※厚生年金や共済年金に加入中のかた（国民年金第2号被保険者のかたなど）やその配偶者（国民年金第3号被保険者のかた）が亡くなられた場合は、故人が働いていた勤務先等へお問い合わせください。

**担当：保険年金課 国民年金担当 （内線140・149）**

#### ◆国民年金・厚生年金以外の年金の手続きについて

亡くなられたかたが加入されている年金により、各機関において、未支給年金の受取り等の手続きが必要となる場合があります。

国民年金基金であれば、国民年金基金、企業年金であれば企業年金連合会など、詳細については、所管する各機関に直接お問い合わせください。

**MEMO**

## 4. 葬祭費について

「白岡市の国民健康保険に加入されていたかた」が亡くなられたときは、葬祭を行ったかた(喪主)に対して50,000円が支給されます。

### ◆申請に必要なもの（国民健康保険の場合）

1. 亡くなられたかたの被保険者証(既に返還された場合は不要です。)
2. 喪主の振込先口座がわかるもの(通帳等)

※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。(請求権の時効)

**担当：保険年金課 国民健康保険担当 (内線142～144)**

「後期高齢者医療保険制度に加入されていたかた」が亡くなられたときは、葬祭を行ったかた(喪主)に対して50,000円が支給されます。また、高額療養費等の返還にあたり、相続人代表の申し立てをしていただきます。

### ◆申請に必要なもの（後期高齢者医療保険の場合）

- 1 亡くなられたかたの被保険者証
  - 2 葯祭を行ったことが確認できるもの(会葬礼状、葬儀費用の領収書等)※コピー不可
  - 3 喪主の預金通帳またはキャッシュカード
  - 4 相続人代表のかたの印鑑
  - 5 相続人代表のかたの預金通帳またはキャッシュカード
- ※ 葯祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。(請求権の時効)

**担当：保険年金課 後期高齢者医療担当 (内線147・148)**

## 5. 介護保険等の手続きについて

介護保険等に関する手続きをされていた場合は、所定の手続きが必要となることがありますので、お問い合わせください。

手続きが必要なかた	手続き内容	手続きに必要なもの
① 65歳以上のかた	相続人の確認 介護保険料のご案内	亡くなられたかたの介護保険被保険者証
② 緊急時通報システムを利用していたかた	利用取消の手続き	緊急時通報システム機器一式 (後日でも可持参が難しい場合には要相談)
③ 配食サービス事業を利用していたかた	利用取消の手続き	特になし
④ 紙おむつ給付事業を利用していたかた	利用取消の手続き	特になし
⑤ はいかい高齢者等家族支援サービス事業を利用していたかた	利用取消の手続き	機器本体
⑥ はいかい高齢者早期発見ステッカー配布事業を利用していたかた	利用取消の手続き	特になし
⑦ 高額介護サービス費等の支給を受けていたかた	相続人の確認 口座情報の確認	相続人のかたの通帳

① 介護保険管理担当 (内線176・177)

担当：高齢介護課 ②～⑥ 地域支援担当 (内線173～175)

⑦ 介護認定給付担当 (内線176～179)

## 6. 亡くなられたかたに児童がいる場合について

18歳以下のお子様を養育されているかたが亡くなられたとき、18歳以下の児童が亡くなられたときには、所定の手続きが必要な場合があります。該当の有無について、担当までお問い合わせください。

手続きが必要なかた	必要なもの	手続き期間
児童手当の受給者が亡くなられた場合	通帳、マイナンバーがわかるもの、本人確認書類	15日以内
児童手当対象の児童が亡くなられた場合	届出人の本人確認書類	
こども医療費の受給者（保護者）が亡くなられた場合	こども医療費受給資格証、届出人の本人確認書類、新たに受給者となるかたの通帳、児童の健康保険証	
こども医療費対象の児童が亡くなられた場合	こども医療費受給資格証	
児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合	受給者により必要なものが異なりますので、お問い合わせください。	
児童扶養手当支給対象児童が亡くなられた場合	証書、受給者の本人確認書類	
ひとり親家庭等医療費の受給者（保護者）が亡くなられた場合	受給者により必要なものが異なりますので、お問い合わせください。	
ひとり親家庭等医療費対象の児童が亡くなられた場合	ひとり親家庭等医療費受給者証	
18歳以下の児童を養育されているかたが亡くなられた場合	児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費を受けられる可能性がありますので、お問い合わせください。	15日以内

担当：こども保育課　こども給付担当　（内線185～187）

## 7. 保育の無償化に係る手続きについて

保育所・学童保育の利用、ならびに幼稚園・認可外保育施設等を利用されているかたで、保育の無償化に係る手続きをされている場合は、所定の手続きが必要となることがありますので、お問い合わせください。

手続きが必要なかた	手続き内容	手続きに必要なもの
利用児童の死亡 (利用児童の保護者が手続き)	退所手続き	本人確認書類
利用児童の保護者の死亡 (利用児童の親族が手続き)	支給認定の変更申請  保育料・給食費振替 口座の変更	本人確認書類  ○本人確認書類 ○キャッシュカード (埼玉りそな銀行、埼玉県信用金庫、足利銀行、武蔵野銀行に限る) ※南彩農業協同組合は直接支店でお手続きしてください。

**担当：こども保育課 学童保育担当・保育担当 (内線183・184)**

MEMO

## 8. 税の手続きについて

### ◆市民税・県民税（住民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に亡くなられたかたで、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が継承されます。

つきましては、相続人代表者指定届出書の提出をお願いいたします。

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

住民税についてのお問い合わせ

**税務課 住民税担当 (内線124・125・129)**

所得税・相続税についてのお問い合わせ

**春日部税務署 ☎ 048-733-2111 (代表)**

### ◆軽自動車税（種別割）

軽自動車等（原付・二輪車・小型特殊自動車・軽四輪等）を所有されているかたがお亡くなりになられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。詳しくは、次の各機関にお問い合わせください。

軽自動車税（種別割）の納付についてのお問い合わせ

**原付（125cc以下）・小型特殊自動車・ミニカーについて**

**税務課 住民税担当 (内線124・125・129)**

125ccを超えるオートバイについてのお問い合わせ

**関東運輸局 埼玉運輸支局 ☎ 050-5540-2026**

三輪・四輪の軽自動車についてのお問い合わせ

**軽自動車検査協会埼玉事務所 ☎ 050-3816-3110**

## ◆固定資産税・都市計画税

市内に固定資産を所有するかたが亡くなった場合、相続人代表者指定届出書等の提出をお願いしております。

相続の登記が賦課期日(1月1日)までに完了しなかった場合には、この届出により指定された相続人の代表者が所有者として固定資産(補充)課税台帳に登録され、固定資産税の納付・還付の代表者となります。

固定資産税・都市計画税についてのお問い合わせ

**税務課 資産税担当 (内線121~123)**

相続登記についてのお問い合わせ

**さいたま地方法務局 久喜支局 ☎ 0480-21-0215 (代表)**

相続税についてのお問い合わせ

**春日部税務署 ☎ 048-733-2111 (代表)**

## 9. 道水路等の占用に関する手続きについて

道水路等の占用に関する手続きをされていた場合は、道水路の占用権承継の手続き等が必要となる場合がありますので、お問い合わせください。

【手続きに必要なもの】

- ①道路占用権承継許可申請書
- ②法定外公共物使用許可承継届出書

**担当：道路課 管理担当 (内線212・213)**

## 10. 水道・下水道の手続きについて

亡くなられたかたによって、手続きが異なる場合がありますので、手続きの詳細については、お問い合わせください。

項目	対象者	手続き内容
水道・下水道料金	水道を使用(所有)していたかた	水道使用者(所有者)の変更手続き
	井戸水を使用している世帯のかた	井戸使用人数の変更手続き
下水道事業受益者負担金	現在、下水道事業受益者負担金を支払っているかた	下水道事業受益者異動手続き
農業集落排水処理施設使用料	農業集落排水使用世帯のかた	使用人数、使用者等の変更手続き

**担当：経営課 経営担当 (0480-92-1304)**

### ◆浄化槽管理者が亡くなられた場合

浄化槽管理者の変更手続きが必要です。手続きの詳細については、上下水道課にお問い合わせください。

**担当：上下水道課 管理担当 (0480-92-1645)**

## 11. 農地相続の手続きについて

農地を所有しているかたが亡くなられた場合は、法務局で相続登記または遺産分割協議後、農地法第3条の3第1項の規定による届出が必要です。手続きの詳細については、市公式ホームページ上の「農地の相続について」を参照していただくか農業委員会事務局までお問い合わせください。

**担当：農業委員会事務局（内線247・248）**

## 12. 犬の変更登録の手続きについて

犬を飼っているかたが亡くなられた場合は、登録事項の変更が必要となることがありますので、お問い合わせください。

**担当：環境課 環境衛生担当（内線282・283）**

MEMO

## 13. 亡くなられたかたの遺品を遺族が処分するときの手続きについて

家庭から排出されるごみ(廃棄物)は、「一般廃棄物」に該当することから、遺品整理の際に発生したごみ(廃棄物)を処分するには「蓮田白岡衛生組合一般廃棄物収集運搬許可業者」に依頼しなければなりません。

遺品整理に伴い発生するごみ(廃棄物)の収集運搬を許可なく業として行うことは、法律(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)で禁じられています。

ごみ(廃棄物)の処分は、遺族(親族)が行うか、蓮田白岡衛生組合(蓮田白岡環境センター)の許可を受けた一般廃棄物収集運搬の許可業者に依頼してください。

なお、遺族(親族)がごみ(廃棄物)を蓮田白岡衛生組合(蓮田白岡環境センター)に直接持ち込む場合は、受付窓口にて「搬入されるかたの身分証明(免許証など住所が記載されているもの)及びごみの発生場所を明確にするため「公共料金の領収書」などの提示が必要となります。

**担当：蓮田白岡衛生組合(蓮田白岡環境センター)**  
**☎ 0480-92-8839**

## 14. 長期優良住宅の認定に関する手続きについて

長期優良住宅の認定を取得されていた場合は、所定の手続きが必要となることがありますので、お問い合わせください。

### 【手続きに必要なもの】

- ①承認申請書(正本・副本)
- ②地位継承の事実を証明する書類(2部)  
※2,200円の手数料がかかります。

**担当：建築課 建築担当(内線234)**

## 15. 指定文化財所有者等の変更手続きについて

指定文化財の所有者(保持者)であった場合は、所有者(保持者)変更手続きが必要となります。

**担当：生涯学習課 文化財保護担当（内線522）**

## 16. 図書館利用者カードの手続きについて

図書館の利用登録をしていた場合は、利用者カードの返納が必要となります。

**担当：生涯学習課 学びあい図書館担当（内線525）**

MEMO

## 17. 犯罪被害者等見舞金の手続きについて

白岡市犯罪被害者等支援条例に定める「犯罪行為により死亡したものの遺族」として見舞金の支給対象に該当する場合は、所定の手続きにより遺族見舞金が支給されます。詳細はお問い合わせください。

必要  
手続き  
なき  
かが  
た

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた際に市内に住所を有している犯罪等により害を被った者のうち、犯罪行為により死亡したものの遺族

内手  
容続  
き

遺族見舞金の支給申請手続き

手続きに必要なもの

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 遺族見舞金申請者と犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍謄本または抄本その他の証明書
- (3) 犯罪被害者が当該犯罪被害を受けたときに市内に住所を有していたことを証する住民票の写しその他の証明書
- (4) 遺族見舞金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (5) 遺族見舞金申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- (6) 遺族見舞金申請者が犯罪被害者の収入によって、生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

**担当：安心安全課 防犯・交通安全担当（内線372）**

## 18. 外国籍のかたの届出について

### ◆外国籍のかたが亡くなられたとき

外国籍のかたが亡くなられたときは、死亡の日から14日以内に、親族または同居人が亡くなられたかたの在留カードまたは特別永住者証明書(外国人登録証明書)を返納していただく必要があります。この場合、東京出入国在留管理局さいたま出張所に直接赴いて返納していただか、郵送をご希望の場合は【郵送先】に記載の事務所(おだいば分室)にお送りください。

#### 【返納先】

〒338-0002 埼玉県さいたま市中央区下落合5-12-1  
さいたま第2法務総合庁舎1階  
東京出入国在留管理局 さいたま出張所  
☎ 048-851-9671

#### 【郵送先】

〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階  
東京出入国在留管理局 おだいば分室 宛て

### ◆亡くなられたかたの配偶者やご家族が外国籍の場合

亡くなられたかたの配偶者やお子様などご家族が外国籍で、かつ在留資格が「日本人配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」または「特定活動」のかたは、死亡届から14日以内に東京出入国在留管理局への届出が必要な場合があります(届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください。)。

東京出入国在留管理局 さいたま出張所  
☎ 048-851-9671

## 19. お問い合わせ窓口一覧（詳しくは掲載ページをご覧ください）

	お問い合わせ内容	担当部署	窓口または問い合わせ先
p.5	死亡届について	市民課	市役所本庁舎1階
p.8	障がい福祉の手続きについて	福祉課	市役所本庁舎1階
p.9	年金の手続きについて	保険年金課 日本年金機構春日部年金事務所	市役所本庁舎1階 048-737-7112
p.10	葬祭費について	保険年金課	市役所本庁舎1階
p.11	介護保険等の手続きについて	高齢介護課	市役所本庁舎1階
p.12	亡くなられたかたに児童がいる場合	こども保育課	保健福祉総合センター はぴすしらおか1階
p.14	住民税について	税務課	市役所本庁舎1階
p.28	所得税、相続税について	春日部税務署	048-733-2111
p.15	固定資産税・都市計画税について	税務課	市役所本庁舎1階
p.14	軽自動車税について	原付(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカーの場合 税務課 住民税担当  125ccを超えるオートバイの場合 関東運輸局 埼玉運輸支局 050-5540-2026  三輪・四輪の軽自動車の場合 軽自動車検査協会埼玉事務所 050-3816-3110	原付(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカーの場合 税務課 住民税担当
			125ccを超えるオートバイの場合 関東運輸局 埼玉運輸支局 050-5540-2026
			三輪・四輪の軽自動車の場合 軽自動車検査協会埼玉事務所 050-3816-3110
	県営住宅関係の手続きについて	埼玉県住宅供給公社	048-829-2861
p.21	外国籍のかたが亡くなられたときの特別永住者証明書(外国人登録証明書)の返納先、郵送先について	〈返納先〉 東京出入国在留管理局 さいたま出張所 ※郵送での返送はできません。返納される場合は直接窓口にお越しください。  〈郵送先〉 〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階 東京出入国在留管理局 おだいば分室 宛て	〈返納先〉 東京出入国在留管理局 さいたま出張所 ※郵送での返送はできません。返納される場合は直接窓口にお越しください。
			〈郵送先〉 〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階 東京出入国在留管理局 おだいば分室 宛て
p.21	亡くなられたかたの配偶者やご家族が外国籍のかたの場合	東京出入国在留管理局 さいたま出張所	048-851-9671
		東京出入国在留管理局	0570-03-4259

## 20. その他の主要な手続き

### ◆亡くなられたかたが会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載しています。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出		故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却	すみやかに	健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
国民年金第1号被保険者 への切替		被扶養者のうち60歳未満の配偶者は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後に国民年金への切替手続きが必要です。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	お近くの年金事務所または街角年金相談センターで請求が可能です。 受給権の確認や必要書類等についても年金事務所または街角年金センターにご確認ください。

### ◆亡くなられたかたが個人事業主だった場合

故人が事業主であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載しています。  
なお、事業承継する場合については、相続の手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに	
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1か月以内	税務署に提出します。
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取り やめようとする年 の翌年3月15日まで	

### MEMO

## △少し落ち着いてから行う手続きチェックリスト

項目	期日	手続き窓口	準備するもの・備考
<input checked="" type="checkbox"/> 運転免許証返納		警察署	運転免許証
<input checked="" type="checkbox"/> パスポート返納		パスポートセンター	パスポート 住民票(除票)の写し 届出人の本人確認書類
<input checked="" type="checkbox"/> 電気料金の名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも手続き可能
<input checked="" type="checkbox"/> ガス料金の名義変更・解約		各事業所	
<input checked="" type="checkbox"/> 水道料金の名義変更・解約	早めに	白岡市 上下水道部 経営課 経営担当 ☎ 0480-92-1304	
<input checked="" type="checkbox"/> NHKの名義変更・解約		N H K	
<input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話解約		各携帯電話会社	各店頭での解約 住民票(除票)の写し 届出人の本人確認書類
<input checked="" type="checkbox"/> その他利用サービスの名義変更・解約		各社	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
<input checked="" type="checkbox"/> クレジットカードの解約		各クレジット会社	各会社から必要書類を取り寄せる
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車・バイク等の廃車		陸運支局 軽自動車検査協会	各販売業者でも代行可能

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

## MEMO

## ◆その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。相続人になるかたが、故人の本籍地の役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と請求してください。
<input checked="" type="checkbox"/> 遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input checked="" type="checkbox"/> 遺言書の検認	すみやかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input checked="" type="checkbox"/> 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問い合わせすることで、相続財産のほとんどをることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
<input checked="" type="checkbox"/> 遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。

項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input checked="" type="checkbox"/> 所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input checked="" type="checkbox"/> 相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

## ◆空き家を相続される方へ

### ●適切な登記について

建物や土地は、相続登記の手続きがされていなくとも、相続人が適切に管理する義務があります。また、名義が変更されていないと売買や賃貸の契約ができないため、速やかに相続登記の手続きを行いましょう。

### ●空き家の適切な管理について

「空き家等対策の推進に関する特別措置法」には「所有者等の責務」として空き家の適切な管理に努めるよう定められています。空き家が原因となって、近隣や通行者の方に被害が生じた場合、所有者等の責任となり、民事的・刑事的な責任を問われるおそれがあります。問題が発生する前に、空き家の適切な管理をお願いします。

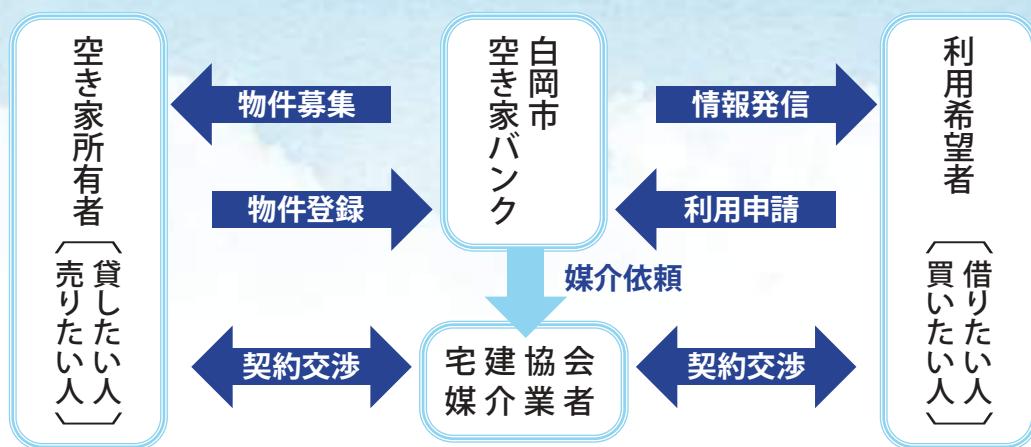


### ●空き家の活用や流通について

建物が傷むと賃貸や売却が難しくなり、問題が長期化することがありますので、早いうちに活用を考えましょう。白岡市では、空き家の賃貸や売却を希望する方から申し込みを受けた情報を空き家の利活用を希望する方に紹介する「白岡市空き家バンク」を設置しています。

契約交渉は、市と協定を締結した公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼葛支部を通じて選ばれた宅地建物取引業者が行いますので、安心してご利用いただけます。

空き家バンクの詳細については、環境課環境保全担当までお問い合わせください。



ご不明な点は、下記までお問合せ下さい。

環境課 環境保全担当 (内線 284・285)

**所有者不明土地<sup>(※)</sup>の解消に向けて、  
不動産に関するルールが大きく変わります！**

\*登記簿を見ても所有者が分からぬ土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともいわれています

# 令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化<sup>(※)</sup>されます！

\*正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！  
今なら、相続登記の免税措置も、拡大されています
- 相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続は、法務局のホームページをご覧ください
- 相続・登記の専門家への相談も、ご検討ください

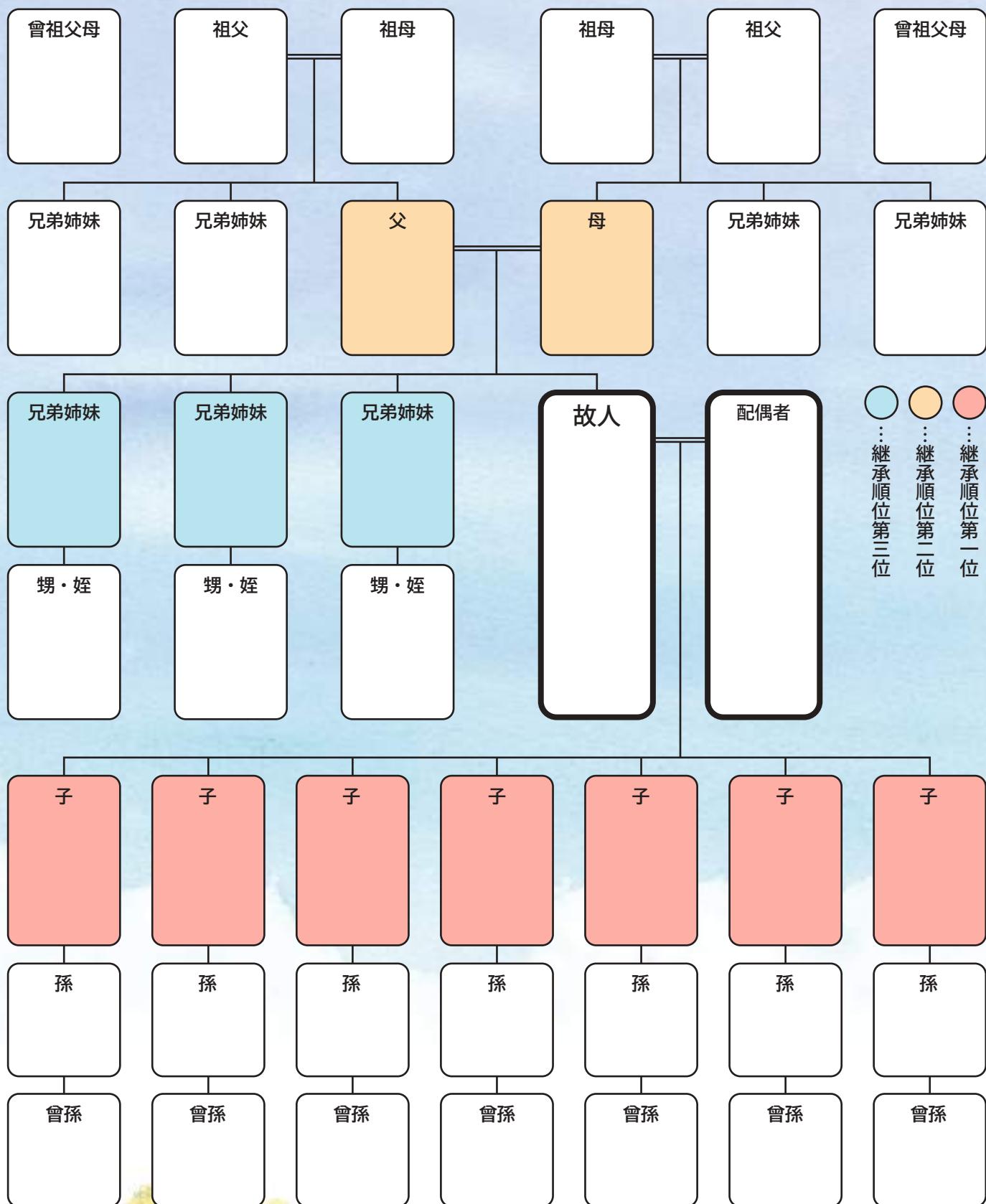


新制度について  
詳しくは、以下の  
二次元コードか、  
「法務省 所有者不明」  
で検索！



法務省民事局  
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

## △ご遺族メモ / 家系図 (3 親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。  
詳しくは法務局のHP ([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) を御覧ください。

◆ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン 生命保険・損害保険	借入先	金額	返済方法	備考
公的年金	保険会社	種類・内容	受取人	備考
個人年金・企業年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
その他	名称	番号・記号等	受給金額	備考

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

# MEMO

# 相続税のことなら

税理士法人

## グッドパートナーズ

相続の手続きは  
どうすればいいの？

相続税の申告は  
どうすればいいの？

相続が  
まとまらない

このような時は  
当事務所に  
お任せください



はじめてを安心サポート



税理士法人

### グッドパートナーズの特徴

- point 1** 大手専門学校、相続税法の元講師が代表を務める税理士事務所
- point 2** 弁護士、司法書士と提携しており当事務所に相談いただければ一度で解決

お問い合わせ

税理士法人  
グッドパートナーズ

〒349-0212 埼玉県白岡市新白岡 5-13-2

0480-92-0813

(電話受付：平日 9:00-17:30)

✉ contact@good-ps.jp

🌐 https://good-ps.jp



# 遺品整理のことなら ゼロミッションへ お任せください

精神面や時間の  
関係上困難なことも  
全てご相談ください。

## 遺品整理

プロとして  
迅速に清掃させて  
いただきます。

## 特殊清掃

どんな  
ゴミの量でも  
対応いたします。

## ゴミ屋敷のお片付け

提携の弁護士・  
司法書士を  
ご紹介します。

## 相続のご相談

お客様にお手間は  
かけさせません。

## ハウスクリーニング

現地お見積りは  
完全無料です。

## リフォーム・解体

## 遺品整理

## 特殊清掃

## ゴミ屋敷のお片付け

※一般家庭の廃棄物収集運搬は、許可事業者と提携して行っております。

終活アドバイザーによるサポートはもちろんのこと、提携の弁護士・司法書士・税理士のご紹介もいたします。

相続関係でお困りのことなど、なんでもお気軽にご相談ください。

有限  
会社 ゼロミッション

埼玉県越谷市東越谷9-15-22

0120-539-145

営業時間:8:00~20:00 定休日:無休



YouTubeも  
ご覧ください！

東京都許可 第13-00-129591 埼玉県許可 第11011129591 千葉県許可 第1200129591

URL:<https://zero-mission.jp/>

遺品整理 ゼロミッション

検索



おくやみハンドブックを見たとご依頼いただいた方は5%OFFさせていただきます。

# 初回相談無料 遺産相続

相続手続き  
丸ごと  
サポート  
承ります!

このようなお困り・ご不安はございませんか？

相続税が  
いくらかかる  
のか心配…



遺言を  
遺したいけど  
どうすれば…



不動産を  
手放したい…



相続手続き  
はどこへ  
頼めばいい？



## 財産の名義変更について

- 高齢のため自分では手続きが難しい。
- 働いており昼間に手続きする時間がない。
- 預貯金、株式、会員権の名義変更方法が分からず。

## 遺産分割について

- 財産が土地しかなく、売却して遺産分割を済ませたい。
- 他の相続人の所在が分からず、話し合いが進まない。

## 遺言について

- 遺産が少しでも遺言を書いた方がいい？
- やっぱり公正証書遺言にするべき？
- 遺言書はあるが、具体的な手続きが分からず。

## 相続対策について

- 複雑で細かな手続きをまとめて代行して欲しい。
- 今からできる相続対策をしておきたい。
- 暦年贈与のポイントと落とし穴。

※相続税に関するお悩みは提携の税理士をご紹介します

ご相談実績1,000件超

出張相談



司法書士法人奏  
行政書士事務所

〒362-0074 埼玉県上尾市春日二丁目2番2号 恵恒産ビル2A

無料相談窓口

電話受付時間  
9:00~18:00

JR高崎線  
上尾駅より  
徒歩13分



048-856-9907



靈安室  
完備

# 信頼の地元の葬儀社



白岡市、蓮田市の市境、さいたま栗橋線沿いの葬儀式場です。



仏事に関するさまざまなご相談を  
経験豊富なスタッフが心を込めて  
承ります。

実績と信頼のある  
専門家をご紹介いたします。

## グラーテス俱楽部 会員特典満載

- ①会員価格にて ②仏壇・仏具・位牌  
ご葬儀が行えます ⇒会員割引
- ③葬儀費用保全信託 ④ポチたま靈苑 割引、  
サービス 弊社提携店 割引

※入会金1万円のみ月・年会費不要  
Webからもご入会いただけます



グラーテス はくれん  
白蓮

埼玉県白岡市西2-13-11  
有限会社久喜葬祭社

0120-008-333

FAX:0480-23-3000  
URL:<https://e-sougi.co.jp>  
E-mail:info@e-sougi.co.jp



鎌倉新書の「死後手続き」サービスのご案内

ご存知  
ですか？

# 死後手続きは 生前から始められます！

[ こんな方におすすめです ]

- 自分の死後の手続きは誰がやってくれるのか不安。
- 自分が認知症になったときに誰がサポートしてくれるのか不安。
- 財産の処分は誰がやってくれるのか不安。
- 介護施設の入居や転居のタイミングで  
誰に身元保証を依頼すればいいかわからない。



## わたしの死後手続きで 相談して始めましょう！

ご相談  
無料



### 専任コンサルタントの 手厚いサポート

専任コンサルタントが相談から  
最後まで手厚くサポートします！



### ご紹介する専門家は お住まいのエリアで安心

お住まいのエリアの近くの安心できる  
最適な専門家をご紹介します。



### 必要な手続きを 一貫して行います

「身元保証」「任意後見」「死後事務委  
任」「公正証書遺言」のすべてを一貫して  
対応できる専門家をご紹介します。

まずはお気軽にお問い合わせください

通話料  
無料

0120-487-413

受付時間

9:00～17:30（年中無休）

「わたしの死後手続き」は、東証プライム上場（証券コード：6184）  
鎌倉新書が運営しています。

K 鎌倉新書  
Kamakura Shinsho

運営会社：株式会社 鎌倉新書（東証プライム上場、証券コード：6184） 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階 代表：03-6262-3521  
主な事業内容：(1)供養サービス事業 (2)供養関連書籍出版事業 (3)相続サービス事業

発 行 白岡市市民課  
編集／制作 株式会社鎌倉新書  
発行年 令和5年5月作成

